

第2問

Xは、平成11年11月11日午前3時頃、甲県乙市において、公衆電話の線を引きちぎる等のいたずらをしていたところ、これをAに目撃され、追跡された。

これを見たXの友人Yは、Aに対し、その顔面に頭突きをし、膝蹴り等の暴行を加え、Aを路上に転倒させた。XはYの喧嘩に加勢しようと考え、ここにおいて暗黙のうちに共謀の上、同所において、こもごもAの頭部等を多数回にわたり足蹴にするなどの暴行を加えた。Aがぐったりして動かなくなったため、XとYはその場から逃走した。

XとYは、同日午前4時30分頃、同市の国道L号線の路上を歩いていたところ、たまたま自転車に乗車して通行していたBを見つけ、Bから金品を強取しようとして、Bに対し、「ナイフで刺されてえのか」などと語気鋭く申し向け、その顔面及び頭部等を手拳で多数回殴打するなどの暴行、脅迫を加えた。その際、Bは加療約2週間を要する頭部打撲傷、顔面多発打撲傷及び背部打撲傷の傷害を負った。

そして、Yは、共通の友人であるZに電話し、「今、ノーヘルの奴捕まえて、やっちゃってる、これから公民館に行く。」と伝え、近くのM公民館に向かった。ここで、Bに対する暴行は一旦止まった。

これを聞いたZは、迎えに行ったXと合流し、同日午前5時頃M公民館に到着すると、いきなりXがBにコンクリートブロック片を投げつけ、Yも加わり、共にBを殴打し始めた。

Zは、Bに対する暴行には加わらず、XYに暴行を継続することを促すような言動もしていないが、この様子を見て、「金取っちゃえば」などといい、Bから財布を奪い、その中に免許証等があるのを見て、「免許証で金借りられるんじゃないか」などと言い、XやYもそれに同調した。

そして、同日午前10時頃、Bに消費者金融で現金25万を借り入れさせて、これを強取した。

その後の鑑定において、Aは、Yの頭突きや膝蹴りにより路上に転倒した際、頭部を強打しており、既に死亡していたことがわかった。

X、Y、Zの罪責を論ぜよ。

参考判例：東京高裁 平成17年11月1日